

「道路整備費の財源等の特例に関する法律」の改正案の 再可決に関する知事コメント

このたび、本県が強く求めていた「道路整備費の財源等の特例に関する法律」の改正案が再可決され、失効していた地方道路整備臨時交付金制度が復活し、県道・市町村道事業がようやく進められるようになったことに安堵している。

さらに、当制度について、県管理国道が対象として追加されるなど、制度拡充されたことで、今後、より効果的・効率的な活用が図れるものと期待している。

しかしながら、この一ヶ月間の暫定税率の失効により、県及び市町村では歳入欠陥が生じており、また、国全体でも一ヶ月間の道路事業の停滞のみならず、減収による財政的影響が大きかったことから、直轄事業も含めた県内の道路事業の遅れが懸念されるところである。

今後は、引き続き県及び市町村の歳入欠陥に対する特別な財源措置を強く求めるとともに、県内の道路事業が遅れることのないように安定的な道路財源の確保を働きかける。

担当：道路政策課 野尻、^{なかいえ}中家

073 - 441 - 3116